

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けており、コーポレート・ガバナンスの強化は経営の重要な責務であると認識しております。

当社は、経済情勢や市場環境の変化に的確かつ機動的に対応するべく、取締役会の機能充実、業務執行に対する監視、監督や内部統制のより一層の充実を図るとともに、ステークホルダーに対する適時適正な情報の開示と、株主権利の尊重に努めるべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2 - 4】

当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますが、招集通知の英訳は行っておりません。

これまでの議決権行使の比率から、招集通知の英訳を行わずとも、大きな支障なく議決権の行使がなされているものと判断しております。

今後については、海外投資家の議決権の行使状況や外国人株主比率の動向等に留意しながら、その必要性を検討してまいります。

（補充原則4 - 1 - 2）

当社は、中期経営計画を策定し、随時その進捗状況を確認し、目標達成に向け取り組んでおります。

現在、当社では株主総会や決算説明会などで、当社の目指すべき将来像の概要については説明しているものの、具体的な内容の開示は行っておりません。

今後、開示については検討を行ってまいります。

（補充原則4 - 2 - 1）

中長期にわたる継続的成長のため、取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、職務範囲、全社業績、目標達成度に応じた評価を反映させております。中長期の業績連動報酬・株式報酬については実施しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

（補充原則4 - 8 - 2）

独立社外取締役は、高い専門性や知見、豊富な経験を有しており、それぞれ独立した立場で助言を行うことを期待しており、筆頭独立社外取締役を設けることで、序列意識や依存意識の醸成につながりかねないため、その必要性はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は、政策保有株式は保有しておりません。

今後、保有する際は、業務提携、取引の維持・強化等、保有合理性を取締役会において検討し、年度末に政策保有株式の合理性を確認してまいります。

また、政策保有株式に関する議決権行使については、当該企業の株主総会議案が取引関係に支障をきたす内容ではない等、合理性を確認した上で賛否を判断してまいります。

【原則1 - 7】

当社は、取締役が会社との間で取引を行う際は、法令や関連当事者取引管理規程に基づき、その取引の合理性や取引条件について、あらかじめ取締役会での事実説明・承認決議を必要とする体制を構築し、監視を行っております。

また、当該取引を実施した場合には、その事実を取締役会に報告することとしております。

関連当事者と会社との取引の有無については、全取締役に対し、四半期ごとに書面によるヒアリング調査を実施し、経理部門の取引データとの照合により取引の有無を確認しております。

さらに、監査等委員会監査においても、利益相反取引及び競業取引について、取締役の善管注意義務・忠実義務に反する事実の有無を監視し、検証することとしております。

【原則2 - 6】

原状、企業年金制度は採用しておりません。

採用する際にはアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人事・運営の両面にわたり適切な取り組みを行い、これを開示してまいります。

また、運用の際に生じる企業年金の受益者と会社との間の利益相反についても、適切に管理してまいります。

【原則3 - 1】

(i)企業理念、経営方針、中長期的取り組み、事業戦略等を当社ホームページに掲載しております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページに掲載し、コーポレート・ガバナンス報告書にも記載しております。

(iii)取締役の報酬については、株主総会にて決定された報酬総額を限度とし、個々の具体的な金額は取締役会で決定することとしております。

経営陣・取締役の個々の報酬額・報酬水準・報酬制度の決定については、より公平性・透明性を高めるために、過半数を社外取締役で構成する人事報酬委員会（委員長は社長、委員は独立社外取締役2名）において審議を行い、取締役会では人事報酬委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行っております。

(iv)取締役候補者の指名については、より公平性・透明性を高めるために、過半数を社外取締役で構成する人事報酬委員会(委員長は社長、委員は独立社外取締役2名)において審議を行い、取締役会では人事報酬委員会の答申を尊重して最終的な選定を行っております。
(v)社外取締役の選任理由については、招集通知に略歴と併せ記載しております。
社内取締役については、略歴を記載することで当社におけるキャリアパスなどから専門分野が認識可能であると考え、選任理由を記載しております。

(補充原則4-1-1)

当社では、取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を議論し、経営の大きな方向性を決定しております。
取締役会で決定した事項の具体的な執行については、代表取締役及び業務執行取締役に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。
また、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役、業務執行取締役及び各部門の職務権限を明確化しております。

[原則4-8]

当社は、経営の監督強化を高める観点から、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。
独立社外取締役の員数は3分の1に達しておりませんが、当社の企業規模等に鑑み、2名の選任は適切であると考えております。

[原則4-9]

当社では、独立社外取締役の独立性については、会社法2条15号及び東京証券取引所が定める独立性判断基準を考慮して判断しております。
また、社外取締役を選任する際は、高い専門性や知見、豊富な経験を有し、それらをもとに取締役会において積極的な議論が行える人物を候補者として選定しております。

[原則4-11]

当社の取締役は、性別や国籍といった個人属性にとらわれることなく企業理念「価値ある技術創造で社会を豊かにする」を実現するべく、優れた能力と経験、人格を備えた人材を選任しております。
また、取締役会の規模については、当社の事業規模における実効性の確保を図るべく、定款において12人以内という上限を設けております。

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、社内取締役7名、社外取締役2名(うち独立社外取締役2名)であり、取締役は担当事業分野に精通した者、公認会計士、税務に精通した者、豊富なビジネス経験を有する者で構成されており、取締役会の監督機能を十分に果たすとともに、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1()の記載のとおりであります。

(補充原則4-11-2)

株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて役員の兼任状況を毎年開示しております。
また、他の上場会社を兼任している役員については、取締役会への出席に支障がでない範囲にとどまっております。

(補充原則4-11-3)

当社では、取締役会への出席率や各取締役の発言状況等の分析等を通じて、取締役会の実効性を評価しております。
さらに、過半数を社外取締役で構成する人事報酬委員会(委員長は社長、委員は社外取締役2名(いずれも独立社外取締役))においても、取締役会の実効性や改善点について議論を行い、取締役会の実効性を高めるための助言をしております。
当社の取締役会については、現状、高い出席率(今期は全役員がすべて出席)、適度な議題設定による十分な議論時間の確保(1回あたり1時間から2時間)、社外を含めた取締役からの活発な意見提言があることから、取締役会の実効性は十分確保できていると評価しております。

(補充原則4-14-2)

社外から選出された新任取締役に対しては、代表取締役または他の取締役が、当社の概要及び課題等の説明を行っております。
社内から選任された新任取締役については、取締役としての必要な知識の習得を行うために積極的に外部のセミナー等(全額当社負担)を活用することを推奨しております。

[原則5-1]

当社は、株主との信頼関係を築くために従来から対話を重視しており、代表取締役、IR担当役員である取締役管理部長が積極的に対話・面談を行っております。
アナリスト向けには、半期ごとにアナリスト協会での決算説明会を行っております。
機関投資家向けには、逐次スモールミーティングや個別ミーティングを行っております。
個人投資家向けには、年に1回愛媛、東京等にて説明会を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
相原 輝夫	7,707,600	29.89
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700067	1,440,000	5.59
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700068	1,440,000	5.59
株式会社愛媛銀行	967,200	3.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	961,500	3.73
THE BANK OF NEW YORK 133652(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	641,400	2.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	425,300	1.65

BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ信託銀行)	325,454	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	324,300	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	310,700	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北田 隆	他の会社の出身者											
池田 公英	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北田 隆	○	○	特記事項はありません。	本報告書提出日現在において、当社株式1,000株を保有しておりますが、当社と本人との間に人的関係その他の利害関係はありません。公認会計士として財務及び会計に関する専門的見識に基づき、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。
池田 公英	○	○	特記事項はありません。	金融機関における長年の業務経験による専門知識と経営者としての幅広い見識を有していることから、多角的な視点による適切な助言、提言を行っていただけるとともに、当社グループのコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合は、適切な補助者を配置いたします。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定いたします。 任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有するものといたします。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	

監査等委員会は、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立会及び会計監査人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性								
	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	人事報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取 締役
補足説明								

当社は、代表取締役社長と社外取締役2名(いずれも独立社外取締役)で構成される任意の委員会である「人事報酬委員会」を設置し、経営陣・取締役の個々の報酬額・報酬水準・報酬制度の決定について審議を行っております。取締役会では人事報酬委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役員及び従業員の業績向上や士気を高め、株主利益を重視した事業展開を図るべく、ストックオプション制度を採用しております。提出日現在は新株予約権の行使期間が経過したため、付与されている新株予約権はありません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役及び従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、監査等委員である取締役に対しては、コーポレート・ガバナンスの質的向上に対する取り組みに期待して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役と監査等委員である取締役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会にて決定された報酬総額を限度とし、個々の具体的な金額は取締役会で決定することとしております。経営陣・取締役の個々の報酬額・報酬水準・報酬制度の決定については、より公平性・透明性を高めるために、過半数を社外取締役で構成する人事報酬委員会(委員長は社長、委員は社外取締役2名(いずれも独立社外取締役))において審議を行い、取締役会では人事報酬委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

【社外取締役のサポート体制】

管理部長より取締役会の開催日、議案及びその詳細等について事前報告すると共に、業務執行取締役より十分な情報提供を行い、経営状況に関してより迅速な情報交換並びに意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行について)

経営の意思決定機関であります取締役会は、取締役9名で構成され、原則として毎月2回開催されております。取締役会においては、営業活動及び予算の進捗状況等を確認するとともに、業績見通し等について検討し必要な施策を講じるほか、当社の経営上重要な事項について積極的な討議を行うことで、活性化と相互牽制を図っております。

(監査・監督について)

当社は監査等委員会設置会社であり、社内取締役1名、社外取締役2名により監査等委員会を構成しております。監査等委員は、取締役会等重要な会議への参加し、毎月1回開催される監査等委員会で監査等委員同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図っております。

(内部監査)

当社は、コンプライアンス体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長として人員1名を配置するとともに、監査内容に応じて他部門から都度監査担当者を任命しております。内部監査室長及び監査担当者は、業務が諸法令及び会社の定めたルールに則り、効率的に進められているか及び内部統制が有効に機能しているかという観点から全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査等委員及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

(会計監査)

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく会計監査を受けるとともに、随時相談・意見交換を行っております。なお、当社と有限責任監査法人トーマツの間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けており、コーポレート・ガバナンス強化は経営の重要な責務であると認識しております。

当社は、システム市場の成長とともに、積極的な業務の拡大と企業価値の向上を図るべく、公正かつ透明性の高い経営体制及び内部統制システムを構築するため、現在の体制を採用しております。

当社は、経済情勢や市場環境の変化に的確かつ機動的に対応するべく、取締役会の機能充実、業務執行に対する監視、監督や内部統制の一層の充実を図るとともに、ステークホルダーに対する適時適正な情報の開示と、株主権利の尊重に努めるべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算の企業であり、株主総会の集中日を回避する決算期となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上のアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催する方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(https://findex.co.jp)にて、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を迅速に開示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの保護及び取引の公正性の観点から、関係法令及び取引所が定める適時開示規則等を遵守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを下記のとおり整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに社会規範に沿った責任ある行動をとることを周知徹底いたします。また、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等については、その情報を直接提供することのできる内部通報制度を整備し、より実体のある統制制度の充実に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、業務に係る株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理しております。また、その他の取締役の職務執行に関する重要な情報・文書等に関しては文書管理規程に基づき適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各部門に付与された権限の範囲内において、また会社横断的なリスクについては管理部においてリスクを管理し、リスクの発生を未然に防止するべく必要な諸施策を講じ、調査・審議を行った上で、事業リスクの排除及び軽減を図っております。万が一会社全体に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施するべく体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の効率性及び適切性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めております。取締役会では、監視、監督及び業務執行をより適切に実施するために、代表取締役・業務執行取締役・執行役員に業務を執行させ、業務執行の決定を委任した事項については、社内諸規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行います。なお、規程については、法令の改廃・職務執行の効率化に必要な場合は、原則取締役会にて適宜見直しを行うこととしております。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置いた場合、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人の職務執行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人等の指揮命令に服さないこととともに、補助業務を行う使用人の人事異動、評価、懲戒は、監査等委員会の同意を要する等、独立性確保のための必要な措置を講じる体制を整備いたします。また、監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要望に応じて内部監査部門に補助業務を行わせ得る体制を整えております。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとしています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとしています。

また、財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等についても、監査等委員会の説明の要望に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整備いたします。加えて、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な扱いを受けないようにいたします。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図っております。また、監査等委員会が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当社がこれを負担いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は、経営上重要であると認識しております。

当社は、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては屈せず、経営活動に対する妨害や誹謗中傷等の被害を受けた場合は、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応をいたします。また、反社会的勢力との取引等を予防ないし牽制すべく、暴力団排除条項をもって関係等を拒絶する旨定め、役員・従業員に対して定期的に教育を実施することにより周知徹底いたしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。



